

冬休みのくらし

1 生活

(1) 法を犯すことは絶対にしない。

(火遊び、万引き、喫煙、飲酒、シンナー吸引、恐喝、暴力、自転車盗、バイク乗りなど)

(2) 携帯電話、スマートフォン、インターネットを利用するときは、モラルやマナーに注意して利用する。

特に注意してもらいたいことは、

- ・ X (旧Twitter)、インスタグラム、TikTokなどにむやみに投稿しない。
- ・ SNSを通じて知り合った人と絶対に会わない。
- ・ 他人が写った写真や動画、個人情報などを無許可で載せない。自分のものであってもむやみに載せない。
- ・ 人を傷つける内容の言葉は絶対に載せない。



(3)ライターやマッチの所持や、火遊びを絶対にしない。

※花火、BBQなど、市内の公園はすべて火気禁止です。(自宅の庭など、私有地のみ可)

(4) 公共施設、お店などでは、店の人や他のお客さんに迷惑がかからないように利用する。

※例:スターバックス、マクドナルド、サイゼリヤ 等

(5) 外出するときは、行き先、用件、帰宅時刻を家の人に伝える。また、暗くなる前に帰宅する。

(6) 夜間の外出、友人宅での夜ふかし・外泊は絶対にしない。

※午後11時以降の外出は愛知県青少年保護育成条例違反となります。

(7) お金や物の貸し借りをしない。

※トラブルのもとになります。おごりも×

(8) ボウリング場、映画館、カラオケボックス、ゲームセンター、飲食店、マンガ喫茶、プール等は保護者の許可を得て出かける。

カラオケボックス・・・午後6時過ぎは、子どもだけでは入場不可。(青少年保護育成条例)

ゲームセンター・・・午後10時過ぎは、保護者同伴でも入場不可。(青少年保護育成条例)

(9) 中学生らしい服装・頭髪で生活する。

※マニキュア、アイプチ、ピアス、染髪等は×、頭髪も始業式の日には整った状態にしておく。

(10) 空き家や他人の敷地内に、勝手に入らない。

(11) 不審者等で危険を感じたときは、大声を出したり、近くの家などに逃げ込んだりして、助けを求め警察に通報する。

(12) 部活動に積極的に参加する。(当日休むときには、顧問の先生に保護者から連絡をする。)

2 交通安全

(1) 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしっかりとめる。また、盗難防止のため、必ず施錠する。

※ 令和6年(2024年)11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されました。また、「ながらスマホ」だけでなく、次のような運転も罰則が強化されました。絶対にしないようにしてください。



・傘さし運転

・イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転

・2人乗り

・並進運転(自転車が並んで走る)

【保護者のみなさまへ】

- お子さんの生活の様子や、課題の進み具合をよく見ていてください。
- 生活の変化に気をつけてください。
 - ・携帯電話やスマートフォンの利用の仕方(何のアプリを使用しているか、管理保管場所の把握、ゲームの課金等)
 - ・交友関係(保護者の知らない人とのつきあいや、SNS、メッセージのやりとりがある)
 - ・帰宅時刻(帰宅時刻が守れない、遅くなった)
 - ・お金の使い方(お金の使い方が荒くなった)
 - ・服装、持ち物(物が急に増えた、いつの間にか高価なものを身に着けている)
- SNSの利用によるトラブルにくれぐれも注意してください。中学生が**SNSを通じて知り合った人と会い、事件に巻き込まれることが非常に増えてきています**。携帯電話やスマートフォンを貸し与えている保護者の責任として、お子さんの利用状況を把握してください。また、お子さんを守るため、フィルタリングサービスを利用してください。
- 生徒同士の外泊はやめてください。家に友達が来ても、暗くなる前に帰宅させるようにしてください。
- 外出する際には、必ず外出先を確認するようにしてください。

【教育関係相談窓口】

- 24時間子どもSOSダイヤル TEL:0120-0-78310(なやみ言おう)
- いじめほっとライン24 年中無休24時間(22時～10時は臨床心理士が対応)
いじめに悩む児童生徒や保護者に対する電話による相談 TEL:0570-078-310
- ヤングテレホン 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)9時～17時
非行・いじめ・学校・友人のことなどに関する相談 TEL:052-764-1611
- 被害少年相談電話 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)9時～17時
少年の犯罪被害に関する相談 TEL:0120-7867-70
- 碧南警察署 月曜～金曜(祝日を除く)9時～17時 TEL:0566-46-0110
- 碧南市立東中学校
TEL:0566-41-0994 (長期休業期間中 平日8:05～16:35)
(学校閉校中の市役所の連絡先 TEL:0566-41-3311)
- 碧南市教育相談室(ひだまり)

碧南市 教育相談室「ひだまり」より

子どものSOSを 見落とさないで！

お子さんの不登校など、心配なことがありましたら
早めにご相談ください。

教育相談室とは？

どなたでも子どもの教育問題について
ご相談できます。(秘密厳守)

・とき 月・火・水・金 9時～17時

・相談方法

電話 (46) 7777

面接 市役所5階相談室(無料)

・対象 園児・小中高生と保護者

・相談員 臨床心理士および教員資格者